

令和7年度 市・府民税 申告の手引き



申告書の記入例は
2～3ページにあるよ。

◇市・府民税申告書の記入手順

手順1 「氏名」、「電話番号」、「個人番号」を記入する

※枚方市ホームページの「住民税試算システム」で申告書を作成された場合は、送付した申告書の「お問合せ番号」を作成時に入力するか、プリントアウトした申告書と送付した申告書（未記入で可）を一緒に提出してください。

※令和7年度（令和6年分所得）の申告には個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。
詳しくは、同封の『市・府民税申告書への個人番号（マイナンバー）記入について』をご覧ください。

手順2 『1 収入金額等』、『2 所得金額』の計算をする

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を計算します。

▼所得の種類と計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 ※日本国内で支払われる利子等については特殊な場合を除きほとんどが源泉分離課税とされますので申告不要です。	収入金額
配当所得	株式や出資の配当など（※1）	収入金額 － 株式など元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 － 必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 － 必要経費
給与所得	勤務先から支払われる給料、賃金、賞与など	⇒ 4 ページ参照
退職所得	退職金など ※退職所得は、原則として支払いを受けた年の分離課税となるため申告不要です。	(収入金額 － 退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額 － 必要経費 － 特別控除額
譲渡所得	土地、車両などの資産を売った場合に生じる所得 短期 保有期間が5年以内の資産の譲渡 長期 保有期間が5年超の資産の譲渡 ※他の所得と総合課税する際に総合長期譲渡所得の金額の1/2が課税対象となります。	収入金額 － 資産の取得価格などの経費 － 特別控除額
一時所得	懸賞の賞金品、生命保険契約に基づく一時金など ※他の所得と総合課税する際に一時所得の金額の1/2が課税対象となります。	収入金額 － 必要経費 － 特別控除額
雑所得	他のいずれの所得にも該当しない所得 公的年金等 業務所得 その他の所得 } ⇒ 4 ページ参照	

（※1）上場株式等の配当所得の課税方式の選択（所得税と住民税と申告方法を変更する方法）については令和5年度で終了しました。

手順3 所得控除等の計算をする

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に該当事項を記入します。

▼所得控除の種類と金額・・・（その1）人的控除以外の所得控除（人的控除は8ページ参照）

所得控除の種類	要件	控除の計算方法
雑損控除	令和6年中に災害などにより財産に損害を受けた場合	損失の金額－保険金等により補てんされる金額＝(A) ① (A)の金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② (A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※①と②のいずれか多い方の金額
医療費控除	令和6年中に医療費を支払った場合	⇒5～6 ページ参照
社会保険料控除	令和6年中に社会保険料を支払った場合	⇒6 ページ参照
小規模企業共済等掛金控除	令和6年中に小規模企業共済制度等に基づく掛金を支払った場合	国民年金基金連合会が確定拠出年金法の規定により実施する個人型年金制度に基づく掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金の金額
生命保険料控除	令和6年中に生命保険料を支払った場合	⇒6～7 ページ参照
地震保険料控除	令和6年中に地震保険料又は長期損害保険料を支払った場合	⇒7 ページ参照

市・府民税申告書 記入例

公的年金等と個人年金収入（その他雑所得）があった場合の例

◎色つき部分は職員記入欄です。

手順3

『3. 所得から差し引かれる金額に関する事項』を記入

※各種控除には領収書、証明書等の添付又は提示が必要です。

領収書、証明書等がない場合は控除を適用できない場合があります。

表面

黒ペンで記入してください。

医療費控除（5ページ参照）

医療費控除の明細書を別途記入し、医療費控除計算欄の金額を転記

社会保険料控除（6ページ参照）

- ・普通徴収分（自分で納付又は口座引落し）の社会保険料、納付済通知書（証明書）の金額を項目ごとに記入
- ・年金、給与から差し引かれた社会保険料の金額は『源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額』欄に記入

生命保険料控除（6ページ参照）

令和6年中に支払った保険料を、新／旧、種類別に記入
※支払った金額は保険会社等から届く、生命保険料控除証明書を確認してください。

地震保険料控除（7ページ参照）

地震保険や旧長期損害保険の支払った保険料を記入
※支払った金額は保険会社等から届く、控除証明書を確認してください。

個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	氏名フリガナ	ヒラカタ	タロウ		
現住所	枚方市大垣内町2丁目1番20号												氏名	枚方 太郎			
7年1月1日現在の住所													生年月日	※・※・昭	16年 4月 11日	電話番号	072-841-1221
前年中の所得状況が右記に該当する方															無収入（預貯金等で生活）もしくは、遺族年金、障害年金等のみの方はチェック→		
3 所得から差し引かれる金額に関する事項																	
次年度以降、申告書の送付を希望しない方はチェック→																	
13 雑損控除	(A) 損害金額	(B) 補てんされる金額	引損金額のうち災害関連支出の金額														
14 医療費控除	(A) 支払った医療費	(B) 補てんされる金額	総所得金額等の5%と10万円のうち少ない方の金額 医療費控除の特例は2,000円														
15 社会保険料控除	国民健康保険料（普通徴収分）	後期高齢者医療保険料（普通徴収分）	138,400														
	介護保険料（普通徴収分）	国民年金保険料	101,100														
	源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額																
16 小規模企業共済等掛金控除																	
17 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計	※⑬⑭は支払い額を記入してください。													
	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計															
18 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計														
19 寡婦控除	(1. 離婚 2. 死別)		20 ひとり親控除														
20 勤労学生控除	(学校名)		21 障害者控除														
21 障害者控除	身体 精神 3級 特別		22 障害者控除														
22 障害者控除	身体 精神 3級 特別		23 障害者控除														
23 障害者控除	身体 精神 3級 特別		24 障害者控除														
24 障害者控除	身体 精神 3級 特別		25 障害者控除														
25 障害者控除	身体 精神 3級 特別		26 障害者控除														
26 障害者控除	身体 精神 3級 特別		27 障害者控除														
27 障害者控除	身体 精神 3級 特別		28 障害者控除														
28 障害者控除	身体 精神 3級 特別		29 障害者控除														
29 障害者控除	身体 精神 3級 特別		30 障害者控除														
30 障害者控除	身体 精神 3級 特別		31 障害者控除														
31 障害者控除	身体 精神 3級 特別		32 障害者控除														
32 障害者控除	身体 精神 3級 特別		33 障害者控除														
33 障害者控除	身体 精神 3級 特別		34 障害者控除														
34 障害者控除	身体 精神 3級 特別		35 障害者控除														
35 障害者控除	身体 精神 3級 特別		36 障害者控除														
36 障害者控除	身体 精神 3級 特別		37 障害者控除														
37 障害者控除	身体 精神 3級 特別		38 障害者控除														
38 障害者控除	身体 精神 3級 特別		39 障害者控除														
39 障害者控除	身体 精神 3級 特別		40 障害者控除														
40 障害者控除	身体 精神 3級 特別		41 障害者控除														
41 障害者控除	身体 精神 3級 特別		42 障害者控除														
42 障害者控除	身体 精神 3級 特別		43 障害者控除														
43 障害者控除	身体 精神 3級 特別		44 障害者控除														
44 障害者控除	身体 精神 3級 特別		45 障害者控除														
45 障害者控除	身体 精神 3級 特別		46 障害者控除														
46 障害者控除	身体 精神 3級 特別		47 障害者控除														
47 障害者控除	身体 精神 3級 特別		48 障害者控除														
48 障害者控除	身体 精神 3級 特別		49 障害者控除														
49 障害者控除	身体 精神 3級 特別		50 障害者控除														
50 障害者控除	身体 精神 3級 特別		51 障害者控除														
51 障害者控除	身体 精神 3級 特別		52 障害者控除														
52 障害者控除	身体 精神 3級 特別		53 障害者控除														
53 障害者控除	身体 精神 3級 特別		54 障害者控除														
54 障害者控除	身体 精神 3級 特別		55 障害者控除														
55 障害者控除	身体 精神 3級 特別		56 障害者控除														
56 障害者控除	身体 精神 3級 特別		57 障害者控除														
57 障害者控除	身体 精神 3級 特別		58 障害者控除														
58 障害者控除	身体 精神 3級 特別		59 障害者控除														
59 障害者控除	身体 精神 3級 特別		60 障害者控除														
60 障害者控除	身体 精神 3級 特別		61 障害者控除														
61 障害者控除	身体 精神 3級 特別		62 障害者控除														
62 障害者控除	身体 精神 3級 特別		63 障害者控除														
63 障害者控除	身体 精神 3級 特別		64 障害者控除														
64 障害者控除	身体 精神 3級 特別		65 障害者控除														
65 障害者控除	身体 精神 3級 特別		66 障害者控除														
66 障害者控除	身体 精神 3級 特別		67 障害者控除														
67 障害者控除	身体 精神 3級 特別		68 障害者控除														
68 障害者控除	身体 精神 3級 特別		69 障害者控除														
69 障害者控除	身体 精神 3級 特別		70 障害者控除														
70 障害者控除	身体 精神 3級 特別		71 障害者控除														
71 障害者控除	身体 精神 3級 特別		72 障害者控除														
72 障害者控除	身体 精神 3級 特別		73 障害者控除														
73 障害者控除	身体 精神 3級 特別		74 障害者控除														
74 障害者控除	身体 精神 3級 特別		75 障害者控除														
75 障害者控除	身体 精神 3級 特別		76 障害者控除														
76 障害者控除	身体 精神 3級 特別		77 障害者控除														
77 障害者控除	身体 精神 3級 特別		78 障害者控除														
78 障害者控除	身体 精神 3級 特別		79 障害者控除														
79 障害者控除	身体 精神 3級 特別		80 障害者控除														
80 障害者控除	身体 精神 3級 特別		81 障害者控除														
81 障害者控除	身体 精神 3級 特別		82 障害者控除														
82 障害者控除	身体 精神 3級 特別		83 障害者控除														
83 障害者控除	身体 精神 3級 特別		84 障害者控除														
84 障害者控除	身体 精神 3級 特別		85 障害者控除														
85 障害者控除	身体 精神 3級 特別		86 障害者控除														
86 障害者控除	身体 精神 3級 特別		87 障害者控除														
87 障害者控除	身体 精神 3級 特別		88 障害者控除														
88 障害者控除	身体 精神 3級 特別		89 障害者控除														
89 障害者控除	身体 精神 3級 特別		90 障害者控除														
90 障害者控除	身体 精神 3級 特別		91 障害者控除														
91 障害者控除	身体 精神 3級 特別		92 障害者控除														
92 障害者控除	身体 精神 3級 特別		93 障害者控除														
93 障害者控除	身体 精神 3級 特別		94 障害者控除														
94 障害者控除	身体 精神 3級 特別		95 障害者控除														
95 障害者控除	身体 精神 3級 特別		96 障害者控除														
96 障害者控除	身体 精神 3級 特別		97 障害者控除														
97 障害者控除	身体 精神 3級 特別		98 障害者控除														
98 障害者控除	身体 精神 3級 特別		99 障害者控除														
99 障害者控除	身体 精神 3級 特別		100 障害者控除														

手順1

氏名、電話番号、個人番号を記入
※押印は不要です。

昨年無収入だった方、障害年金・遺族年金等のみの収入だった方
枠内にチェックを入れてください。

※詳しくは『昨年、無収入の市・府民税申告をされた方へ』を
ご覧ください

無収入（預貯金等で生活）もしくは、遺族年金、障害年金等のみの方はチェック→ ☒

次年度以降、申告書の送付を希望しない方
枠内にチェックを入れてください。

手順2-1

『1 収入金額等』を記入

給与収入や公的年金等収入のあった方で、2 万
円以上から支払を受けた場合は合計金額を記
入してください。

手順2-2

収入から所得を計算し、『2 所得金額』を記入
給与・公的年金等のみの場合は、所得金額の記
入を省略しても構いません。

人的控除（本人該当）がある場合

該当する欄に丸またはチェックし、内容を記入
扶養親族がいる場合

配偶者や扶養親族の氏名・生年月日・個人番号（マ
イナンバー）などを記入

※別居の扶養親族がいる場合は裏面『9. 別居の扶
養親族等に関する事項』も記入ください。

別居の扶養親族がいる場合

扶養親族のうち、別居の方の氏名、個人番号（マ
イナンバー）、令和7年1月1日現在の住所を記入

※表面『配偶者（特別）控除』『扶養控除』または
『16 歳未満の扶養親族』に記入した扶養親族のう
ち、別居の方に関する情報のみをご記入ください。

裏面

給与所得の内訳

給与と所得のある人で、源泉徴収票のない人は
記入してください。

月	勤務 日数	日 給	月 収	社会保険料等
1		円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合 計				

給与・雑所得等に関する事項

所得の 種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 円	必 要 経 費 円	差 引 金 額 円	源泉徴収税額 円
推 定	個人年金	ABC生命	400,000	240,000	160,000	0
	年 金	厚生労働省	2,242,312			1,104
		企業年金	639,722			0
	年金基金					
	共済年金					

配当所得又は株式等譲渡所得割額

の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得
金額を源泉徴収税額に含め、配当割額又は株式等
譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

事業税に関する事項

令和7年1月1日現在の住所を記入

損益通算の特例適用 後の不動産所得	円
----------------------	---

事業用資産の取得の増減 額	円
------------------	---

損失額、被災損失額(白)円	円
---------------	---

事業用資産の取得の増減 額	円
------------------	---

事業用資産の取得の増減 額	円
------------------	---

事業用資産の取得の増減 額	円
------------------	---

事業用資産の取得の増減 額	円
------------------	---

事業用資産の取得の増減 額	円
------------------	---

2 事業・不動産所得に関する事項 (□記帳帳簿等の確認)

業 種	金 額	屋 号・番 号	金 額
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	A	修 繕 費	9
仕入金額 (製品・原価)	B	消 耗 品 費	10
差引金額(A-B)	C		11
			12
減価償却費	1	雑 費	13
地代家賃	2	小計(1~13の計)	D
租税公課	3	専従者控除の 所得金額(C-D)	E
水道光熱費	4	専従者控除	F
旅費交通費	5	青色申告特別控除額	G
通信費	6	差引所得金額(D-F-G)	
広告宣伝費	7		
接待交際費	8		

3 事業専従者に関する事項

個人番号		氏 名	続 柄	生 年 月 日	従事月数(専従者給与(控除)額)
					円
所得税における青色申告の承認の有無					承認あり・承認なし

4 配当所得に関する事項

※上場株式等の配当で分離課税を選択される場合は、「分離課税用」の申告書が必要です。

種 別	支払者の氏名・名称	支払確定年月日	収 入 金 額 円	必 要 経 費 円	収 入 金 額 円	住 民 税 額 円

所得の 種類	種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額 円	必 要 経 費 円	差 引 金 額 円	源泉徴収税額 円
推 定	個人年金	ABC生命	400,000	240,000	160,000	0
	年 金	厚生労働省	2,242,312			1,104
		企業年金	639,722			0
	年金基金					
	共済年金					

5 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
短期	円	円	円	円	円
長期					
一 時					

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、
ハの金額を表面のニに記入してください。右のニの金額
を表面のイの所得金額欄に記入してください。

合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]

6 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	ヒラカタ キョウコ	個人番号	2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3
氏 名	枚方 菊子	令和7年1月1日 現在の住所	〇〇県△△市□□1-1
フリガナ	ヒラカタ キョウオ	個人番号	3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4
氏 名	枚方 菊雄	令和7年1月1日 現在の住所	同上
フリガナ		個人番号	
氏 名		令和7年1月1日 現在の住所	

7 所得金額調整控除に関する事項

個人番号		特別障害者に 該当する場合	身体 精神 障害	認 定 書	続 柄
氏 名		生 年 月 日	明・大・昭 平・令		

◇給与所得・雑所得（公的年金等）の計算方法

給与収入のあった方

■ 給与所得の計算欄 下記の表に当てはめて計算してください。

給与等の収入金額	A	円	⇒	A	表面力欄に転記します
A 給与等の収入金額	C 給与所得の金額				
～ 550,999 円	0 円				
551,000 円 ～ 1,618,999 円	A-550,000円				
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円				
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円				
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円				
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円				
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A ÷ 4	B × 2.4 + 100,000円	C		
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(千円未満は切り捨て)	B × 2.8 - 80,000円			
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	000円 B	B × 3.2 - 440,000円			
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000円				
8,500,000 円 ～	A - 1,950,000円	※所得金額調整控除が適用される場合があります。	円		

〈特定支出控除〉

前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額が給与所得控除額に加算されます。

(注) 特定支出とは、通勤費、転任に伴う転居費、研修費、資格取得費、転任に伴う帰宅旅費、勤務必要経費といった支出をいうものです。

なお、これら特定支出は、いずれも給与支払者が証明したものに限られます。詳細は、国税庁ホームページにてご確認ください。

公的年金等収入など(雑所得)のあった方

雑所得	公的年金等収入	国民年金、厚生年金、年金基金、企業年金、共済年金など ※遺族年金や障害年金は非課税の年金ですので含まれません。
	業 務	原稿料、シルバー人材センターの報酬、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得
	そ の 他	生命保険の個人年金など

■ 雑所得の計算欄 下記の表に当てはめて計算してください。

▼公的年金等収入の所得計算

公的年金等の収入金額

A

円

⇒

A

表面キ欄に転記します

○昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた方（65 歳未満）

A 公的年金等の収入金額	B 公的年金等の雑所得の金額 (1 円未満の端数は切り捨て)
～ 600,000 円	0 円
600,001 円 ～ 1,299,999 円	A-600,000円 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	A×0.75-275,000円 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	A×0.85-685,000円 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	A×0.95-1,455,000円 円
10,000,000 円 ～	A-1,955,000円 円

2 ケ所以上から年金を受給している場合は、年金の支払金額の合計を記入してください。

○昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方（65 歳以上）

A 公的年金等の収入金額	B 公的年金等の雑所得の金額 (1 円未満の端数は切り捨て)
～ 1,100,000 円	0 円
1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	A-1,100,000円 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	A×0.75-275,000円 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	A×0.85-685,000円 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	A×0.95-1,455,000円 円
10,000,000 円 ～	A-1,955,000円 円

B

円

(表面⑦欄)

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、下波線の金額が10万円、2,000万円超の場合は20万円引き下げられます。

2ヶ所以上から年金を受給している場合は、年金の支払金額の合計を記入してください。

B 円
(表面7欄)

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、下波線の金額が10万円、2,000万円超の場合は20万円引き下げられます。

▼業務に係る雑所得計算

業務に係る雑所得の収入金額	C	円	⇒	C	表面ク欄に転記します
必要経費	D	円			
差引金額 (C-D)	E	円	⇒	E	表面8欄に転記します

▼その他の雑所得の計算

その他の雑所得の収入金額	F	円	⇒	F	表面ケ欄に転記します
必要経費	G	円			
差引金額 (F-G)	H	円	⇒	H	表面9欄に転記します

●所得金額調整控除

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に一定の金額を給与所得から控除するもので、次の2種類の場合があります。

- 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、①本人が特別障害者の方、②23歳未満の扶養親族を有する方、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する方、のいずれかに該当する方の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
- 該当する場合は、申告書裏面の「⑩所得金額調整控除に関する事項」に必要事項をご記入ください。

A 給与等の収入金額等	C 給与所得の金額
8,500,000 円 ～	A - 195万円 - (A (1,000万円が上限) - 850万円) × 10% 円

C 円 (表面⑥欄)

- 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える方は、以下の計算式で算出した金額Dを、給与所得Cから差引きます。

給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円 = 円D

C - D 円 (表面⑥欄)

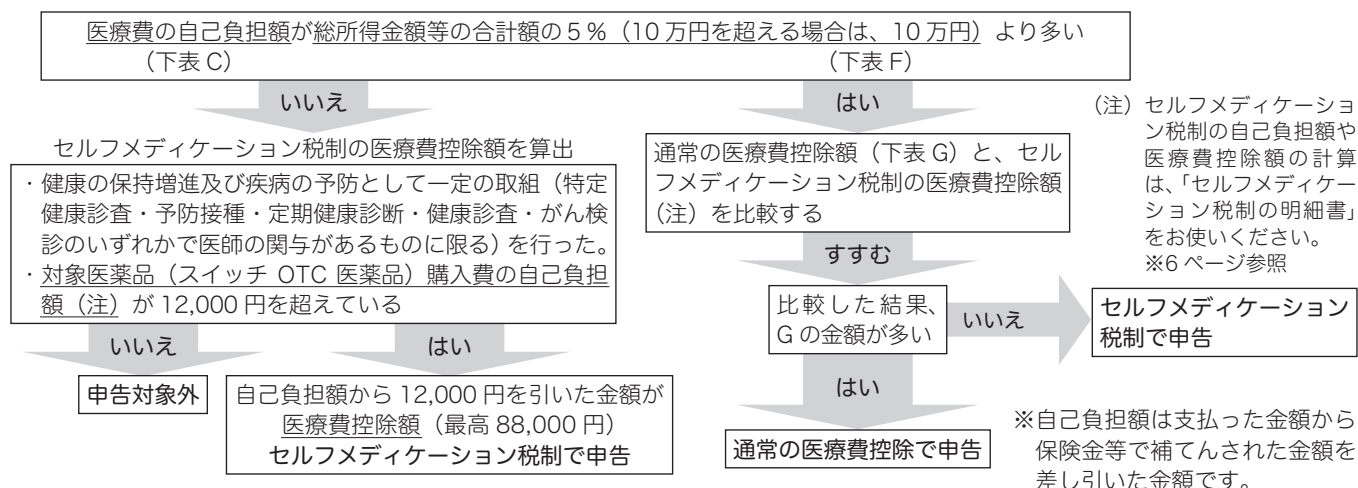
◇所得控除等について

医療費控除

通常の医療費控除又はセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の、いずれかの選択適用となっています。

【医療費控除のフローチャート】※令和6年1月1日～令和6年12月31日に支払ったものが対象

通常の医療費控除額を算出



<通常の医療費控除>

令和6年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定以上(※)の医療費を支払った場合に控除されます。(上限200万円)

(※) 総所得金額等(表面⑫の金額)の5%か10万円のいずれか少ない方の金額

添付書類:「医療費控除の明細書」

※ 医薬品購入費・医療費の領収書のみ提出、又は、医療費通知に記載された事項に金額を記入している場合には医療費通知(医療費のお知らせ等)の添付がなければ、控除の適用ができかねますのでご了承願います。明細書の記入内容の確認を求める場合がありますので、法定納期限の翌日から5年間、領収書は保管してください。

■ 通常の医療費控除計算欄

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引金額(A - B)	(マイナスのときは0円)	円	C
総所得金額等の合計額(⑫欄の金額)		円	D
D × 0.05 (1円未満の端数切捨て)	(赤字のときは0円)	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額(C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

■ 申告書の書き方

- 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑭医療費控除』に該当事項を記入します。

■ 申告書の記入例

⑭ 医療費控除	(A) 支払った医療費	(B) 補てんされる金額	総所得金額等5%と10万円の少ない方の金額(医療費控除の特例は2,000円)
	248,665	19,339	

＜セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）＞

健康の保持増進及び疾病の予防として令和6年中に一定の取組（特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のいずれかで医師の関与があるものに限る）を行った方が、令和6年1月1日～令和6年12月31日に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品（医療用から転用された一部の医薬品）の購入額が年間12,000円を超えた場合、超えた分の金額（上限88,000円）が控除されます。対象のOTC医薬品は厚生労働省のホームページに掲載しているほか、一部の製品は対象医薬品のパッケージに識別マークがあります。

添付書類：「セルフメディケーション税制の明細書」（スイッチOTC医薬品購入費の明細書）

※医薬品購入費の領収書・健康の保持増進及び疾病の予防への取組内容が分かる書類の添付又は提示は不要です。ただし、明細書の記入内容の確認を求める場合がありますので、法定納期限の翌日から5年間保管してください。

明細書の様式が必要な方は枚方市ホームページよりダウンロード、又は市民税課までお問い合わせください。

■ セルフメディケーション税制を利用する場合の申告書の書き方

●「令和7年度 セルフメディケーション税制の明細書」を使い、控除額を計算した上で、明細書の計算欄A・Bの額を「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑭医療費控除』に記入します。

社会保険料控除 ※支払済額通知書や領収書等が必要です。

令和6年中に社会保険料を支払った場合に控除されます。

■ 対象となる社会保険料の一例

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料、雇用保険料など

■ 控除される金額

支払った社会保険料の全額が控除されます。

(*) 前納により納めた国民年金保険料の社会保険料控除

令和6年中に国民年金保険料を2年前納した場合は、控除方法を選択することができます。2年分をまとめて控除する場合は、全ての控除証明書を提出してください。各年に控除する場合は、各年の控除対象額が記載された控除証明書を切り取って提出してください。

（注意！）生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる（特別徴収）国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料はあなたの控除対象にはなりません。

■ 申告書の書き方

●「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑮社会保険料控除』に支払った社会保険料をそれぞれ記入します。※年金からの特別徴収分は「源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額」欄にまとめて記入します。

■ 申告書の記入例

⑮ 社会保険料控除	国民健康保険料（普通徴収分）	後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
		138,400
	介護保険料（普通徴収分）	国民年金保険料
	源泉徴収票に記載の社会保険料等の金額	101,100

生命保険料控除 ※控除証明書（原本）等が必要です。

令和6年中に生命保険料を支払った場合に控除されます。

■ 申告書の書き方

●「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑰生命保険料控除』に支払った生命保険料の金額をそれぞれ記入します。

■ 申告書の記入例

⑰ 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	※⑰⑱は支払い額を記入してください。
	138,408	65,000	

■ 計算欄

○平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新生命保険料控除）はこちらで計算します。

	一般の生命保険料A		個人年金保険料B		介護医療保険料C	
	円		円		円	
A B Cの金額	控除額D（1円未満切り上げ）		控除額E（1円未満切り上げ）		控除額F（1円未満切り上げ）	
12,000円以下	Aの金額	円	Bの金額	円	Cの金額	円
12,000円超 32,000円以下	A×1/2+6,000円	円	B×1/2+6,000円	円	C×1/2+6,000円	円
32,000円超 56,000円以下	A×1/4+14,000円	円	B×1/4+14,000円	円	C×1/4+14,000円	円
56,000円超	一律28,000円	円	一律28,000円	円	一律28,000円	円

○平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約（旧生命保険料控除）はこちらで計算します。

		一般の生命保険料 G	個人年金保険料 H
		円	円
G H の金額		控除額 I (1 円未満切り上げ)	控除額 J (1 円未満切り上げ)
15,000 円以下		G の金額	H の金額
15,000 円超 40,000 円以下		$\text{G} \times 1/2 + 7,500 \text{ 円}$	$\text{H} \times 1/2 + 7,500 \text{ 円}$
40,000 円超 70,000 円以下		$\text{G} \times 1/4 + 17,500 \text{ 円}$	$\text{H} \times 1/4 + 17,500 \text{ 円}$
70,000 円超		一律 35,000 円	一律 35,000 円

○生命保険料控除を計算します。

D + I (最高額28,000 円)		円	E + J (最高額28,000 円)		円	生命保険料控除額 (K + L + F) 最高額 70,000 円 N 円 (表面⑰欄)
I のみ(最高額35,000 円)		円	J のみ(最高額35,000 円)		円	
上記のいずれか大きい金額 K		円	上記のいずれか大きい金額 L		円	

地震保険料控除 ※控除証明書（原本）等が必要です。

令和 6 年中に地震保険料や旧長期損害保険料（※）を支払った場合に控除されます。
※平成 18 年 12 月 31 日までの契約締結分に限る

■ 申告書の書き方

●「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の『⑱地震保険料控除』に支払った保険料の金額をそれぞれ記入します。

■ 計算欄 「地震保険料」と「旧長期損害保険料」は分けて計算します。

○地震保険料の控除額を計算します。

支払った地震保険料額	円	A
$\text{A} \times 1/2$ (最高額 25,000 円) (1 円未満の端数切り上げ)	円	B

○旧長期損害保険料の控除額を計算します。

		旧長期損害保険料 C
		円
C の金額		控除額 D (1 円未満切り上げ)
5,000 円以下		C の金額
5,000 円超 15,000 円以下		$\text{C} \times 1/2 + 2,500 \text{ 円}$
15,000 円超		一律 10,000 円

■ 申告書の記入例

⑱ 地震保険料控除	地震保険料の計 8,742	旧長期損害保険料の計
-----------	-------------------------	------------

○地震保険料控除を計算します。

地震保険料控除額 (B + D) 最高額 25,000 円	E 円
--	------------

寄附金税額控除 ※寄附した団体から交付された寄附金の受領証（原本）が必要です。

●令和 6 年中に特例控除対象の都道府県・市区町村へ寄附をされた場合
→基本控除と特例控除を適用（ふるさと寄附金）

●令和 6 年中に特例控除対象以外の都道府県・市区町村や大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部、条例で指定された団体へ寄附をされた場合
→基本控除のみ適用

■ 申告書の書き方

●該当する寄附の欄に支払った寄附金額をそれぞれ記入します。

※ワンストップ特例制度を申請された方で、市・府民税申告をされる方は必ず記入してください。記入がないと、ワンストップ特例制度を申請されても、寄附金税額控除は適用されません。

■ 申告書の記入例

◇寄附金に関する事項			
都道府県・市区町村(特例控除対象)	大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部 都道府県・市区町村(特例控除対象以外)	条例指定分	大阪府 枚方市
10,000 円	20,000 円		

●所得控除の種類と金額・・・(その2) 人的控除の所得控除 (人的控除以外は1ページ参照)

控除の種類	要件（令和6年12月31日で判断）				控除額	
障 害 者 控 除	本人及びその同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養含む）が障害者の場合					
	イ 特別障害者・・・障害者のうち重度の障害がある方 （例）身体障害者手帳1級又は2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、療育手帳Aの人、市町村長により特別障害の認定を受けた人等		同居特別障害者 ※あなたやあなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている人 特別障害者		53万円 30万円	
	ロ 上記イ以外の障害者				26万円	
寡婦控除（※1）	夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方又は子以外の扶養親族をもつ、夫と離別後再婚していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方				26万円	
ひとり親控除（※1）	婚姻歴の有無に関わらず、総所得金額48万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を有する、合計所得金額が500万円以下のひとり親				30万円	
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下で勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生				26万円	
配 偶 者 控 除	配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下である場合に適用される配偶者控除について、納税義務者の所得に応じて控除金額が変わります。また、合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。区分や控除額については下の表のとおりです。				左表参照	
		納税義務者の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円		
	老人控除対象配偶者 70歳以上（昭和30年1月1日以前生まれの人）	38万円	26万円	13万円		
配 偶 者 特 別 控 除	前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者で、配偶者の前年の合計所得金額が48万円超 133万円以下の場合に配偶者特別控除が適用されます。区分や控除額については下の表のとおりです。				左表参照	
		納税義務者の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円		11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円		11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円		9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円		7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円		6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円		4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円		2万円
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円		
扶 養 控 除	扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の方（令和6年中に死亡した扶養親族も含む）					
	一般扶養	16歳以上 19歳未満（平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人）			33万円	
		23歳以上 70歳未満（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの人）				
	特定扶養	19歳以上 23歳未満（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人）			45万円	
	70歳以上（老人扶養親族） （昭和30年1月1日以前生まれの人）		同居老親等（あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母で同居を常況としている人） 同居老親等以外		45万円 38万円	
	16歳未満（平成21年1月2日以降生まれの人）⇒年少扶養親族（※2）				0円	
基 礎 控 除	前年の合計所得金額が2,400万円超で控除額が段階的に減少し、2,500万円超で消失します。				左表参照	
	納税義務者の合計所得金額		基礎控除額			
	2,400万円以下		43万円			
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円			
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円			
	2,500万円超		0円			

※1 寡婦控除・ひとり親控除のいずれについても、本人又は同一世帯の者の住民票の続柄に「夫 (未届)」「妻 (未届)」の記載がある者は対象外とします。
 ※2 年少扶養控除は廃止になりましたが、非課税判定や障害者控除は適用されますので「16歳未満の扶養親族」として申告してください。

■ 人的控除がある場合の申告書の記入例

※個人番号 (マイナンバー) の記入が必要になります。
 詳しくは、同封の「市・府民税申告書への個人番号 (マイナンバー) の記入について」をご覧ください。

あなたに控除対象の配偶者がいる場合に記入します。
 「配偶者の収入金額」欄に令和6年中の収入金額を記入します。「配偶者の合計所得金額」欄に、収入金額から計算した所得金額を記入します。
 ※計算方法は4～5ページ参照
 * 同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。(事業専従者を除く)
 * 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。(事業専従者を除く)
 ● 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の配偶者は、チェックボックスにチェックを入れて下さい。

あなたに控除対象の扶養親族がいる場合に記入します。
 16歳未満の扶養親族は下段に記入します。
 ※他の納税者の扶養親族とされている方は除きます。

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者である場合に記入します。
 あなたが障害者の場合は「本人該当」の②障害者控除欄に障害の程度を記入します。
 同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、それぞれ該当欄の右端に記入します。
 障害者控除対象者認定書による場合は「認定書」の文字をマルで囲んで下さい。
 ※障害者控除は16歳未満の扶養親族 (年少扶養親族) も適用されます。